

になって人に接することの大切さを知ることを目指す。介護を受ける側とサービスを提供する側が対等の関係であり、共に学び合う関係にあることの認識を深める。また、様々な交流活動を通じて、人としての対等の信頼感と尊敬の念を体得させることを目指す。

○ 教職に就く者に有用な介護等体験である

生きる力の育成や心の教育の必要性が強調される現代の教育現場において、教師を目指す学生がより良き人間的資質を高めることを目指すものである。本校は積極的に外部に向かって学校開放を行ってきたが、本法令実施までは、養護学校教員免許状を取得する学生以外には理解啓発の手だてがなかった。介護等体験特例法の施行は理解推進にとって極めて喜ばしいことであり、また学校現場における生活指導や学習指導等面で教師の資質向上に寄与するものと考えている。

II 介護等体験の位置づけ

介護等体験特例法に基づき下表のように位置づけている。

1 「介護等体験」を組み込んだ養護学校としての教育実地研究等への対応

	教育実地研究						
	障害児教育論	参加観察実習 I		参加観察 実習 II	事前指導 (総論)	教育実習 (副免)	事後指導
		I A	I B				
学年	1年	1年後期	2年前期	2年	3年	4年	
時間	8コマ(16時間)	4日		2日	13コマ	4週間 (2週間)	8時間

○ 障害児教育論

上記の表に示す通り附属養護学校で介護等体験(参加観察実習 I A・I B)を行う前に講義「障害児教育論」を1年生を2班にに分け4回ずつ計8回実施している。

障害児者及び障害児教育等に関する知識、参加態度のあり方等について理解を求めることは小学校や中学校教育に従事する者の資質向上、さらには社会人としての生き方に大きな効果を生むと考える。

対象が教育学部入学後間もない1年生であること、介護等体験特例法では免除されている養護学校教員免許状取得希望者等に考慮して、計8回の講義を全て入門期の指導内容に位置づけ、障害児教育全般を取り扱う内容にしている。なお最終回には介護等体験のための具体的なオリエンテーションを行う。

○ 参加観察実習 I A及び I B (介護等体験)

1年後期2日(参加観察実習 I A)、2年前期2日(参加観察実習 I B)の計4日間実施され、学部教官が引率する。各教科研究室や教育総合実践センター教官で分担する。

1学年約200名を4回、計約800名を受け入れるが、本校の規模(9学級、定員60名)に即したものとするため、学部の複数の教科等を中心に50名程度を1回の人数として受け入れる。延べ合計回数は、15回前後となる。介護の内容は「観察体験」、「ふれあい体験」、「教育環境整備体験」の3分野で構成している。

III 介護等体験の実施内容

1 障害児教育論の指導内容

講義では障害者全般についての内容を含み、またノーマリゼーション社会における障害者を取り巻く人々のあるべき姿についても述べる。教職以外を目指す学生も多いことから、

企業等の所属集団内における人間関係の持ち方につながる内容も盛り込んでいる。

講義内容は「介護等体験」、「障害者と教育」、「各種の障害児教育」、「附属養護学校教育」、「障害者への接し方（オリエンテーション）」の5分野で構成している。

○介護等体験

介護等体験特例法成立の経緯と趣旨

障害者観

差別の構図

○障害者と障害児教育

障害の種類・程度

障害の特性と発達

障害児教育の歴史、仕組み

各障害児教育の概要

○障害者の社会参加と自立

卒業後における社会参加・自立

新しい自立観と支援

ノーマリゼーション社会

○附属養護学校教育と知的障害児教育

附属養護学校教育の概要

子ども観

学校・課程・社会の連携

○障害者への接し方（オリエンテーション）

参加観察実習 I A・1 B の概要

心構えと留意点

証明書の発行

2 参加観察実習 I A 及び I B の実施内容

学部1年生時に行う障害児教育論で学生に尋ねると、家族親族の中で障害者や病人と生活を共にしている者が例年若干名存在する。一方、例えば特殊学級のある小学校・中学校等に在籍していたとしても障害者との直接のふれあい体験を持たない者が非常に多い。そのような学生にとって附属養護学校における障害児との出会いの機会は貴重な経験となる。以下の内容を用意している。

○観察体験

教育実習の手引によれば、観察 (Observation) 研究は、「教育という具体的な人間関係を、それが行われている場との関連において研究する一つの実証的研究方法である。本来、外から観るという立場であって、場の中に自ら入り込んで教育条件を変えるという働きかけは含んでいない。」と記されている。このことを学生に十分説明し理解を求めている。学生は子供と直接接することだけを介護の体験であるとする傾向が強く観察研究の視点を見落としがちになるからである。

様々な学習場面を通して行う。教科や生活単元学習、日常生活指導、作業学習等の場面で子どもの学習と教師の指導、或いは教材や教育環境等に視点を持って観察させることを通して理解推進を図る。

○ふれあい体験

教育実習の手引によれば、参加（Partisifasion）研究は、「自ら場の中に入り込んで、質問をしたり作業を課したりして行う観察や調査である。つまり、一定の条件を与えた観察研究であって、研究者の“介入”と“作動”がある。学生が実習に入る事前研究としての指導教官による授業実演の参観などは、そのために企画されたものとして、純粹の観察ではなくむしろ“参加”に属する。参加は教育研究の方法であると同時に、より多くの実習の事前活動である。」と示されている。

また、実習（Practice Teaching）研究は、「“自ら教えて自分を見る”という種類の研究であって、純然たる指導関係である。対象（自己、教育）を外から実証的に研究するというのではなく、自分がいかにあるか、またあるべきかを“省察”する実践的研究である。」と説明されている。

ふれあい体験を上記の参加と実習を合わせた研究として捉え種々の活動を用意している。学生が子どもの中に入り直接ふれあうことで障害を知り、接し方や介護のあり方を理解させることを目指している。休み時間や給食時間、ゲーム等の場面がある。

○教育環境整備体験活動

教師には教室や校舎を含めた教育環境整備も大きな業務内容として位置づけられる。校舎内の清掃作業、窓拭き、校舎外の除草作業、山部の灌木伐採、農園の耕作、堆肥作り、プール清掃、等を体験させる。

この教育環境整備は福祉施設等で介護等体験を行う際に共通する活動である。学生は子供たちとの直接的なふれあい活動を期待している傾向が強いためこの活動に当初は戸惑うが、汗を流し自己の作業成果を確かめることで間接的な教育活動の重要性に気づく。

IV 介護等体験の実施上の問題点と課題

1 時期等

○ 平日に実施することが原則である。ただし、長期休業中や休業日でも学校行事を実施すればは可能である。本年度から完全週休5日制となり、土曜日設定が難しくなった。

○ 参加観察実習 I A・1 Bは大学における全学教育の一環であるため、実施曜日が限定されるため特定曜日の授業に支障を生じる場合がある。時間割調整が欠かせない。

2 受け入れ可能な人数

○ 1年後期2回、2年前期2回で年間4回受け入れるが、約200名の学生全員を4回とも同一期日に実施することは学校規模の面で不可能である。1学級定員が少ない（小学部・中学部は6名、高等部は8名、全校9学級）こと、教室の基準面積が狭いこと、児童生徒の学習能力や情緒面に障害があり慎重な環境操作を含めた指導が必要であることなどの理由による。ただし、教育環境整備活動のように子供から離れて活動する場合には多数の学生の受入も可能である。

3 社会福祉施設等での介護等体験への影響

○ 介護等体験特例法では介護等体験の日数を7日間以上としており、これを受け全国盲・聾・養護学校長会は盲・聾・養護学校で2日、福祉施設や老人保健施設等で5日と定めている。長崎大学のカリキュラムでは附属養護学校で4日実施し、社会福祉施設等で3日（内訳は県社協主催行事に1日、社会福祉施設で2日）としている。

長崎県社会福祉協議会（社会福祉機関・国公私立大学間をコーディネートする）は、本大

学が社会福祉施設等に委ねる3日間の介護等体験について、日数が短いという指摘を福祉施設関係者から受けたと述べている。受け入れ側にとって老人福祉や障害者福祉を理解するためには時間不足であるという意見である。大学としては県社会福祉協議会等の関係者による講義（ボランティア論）を組み込むなど工夫しているが、直接的体験としての福祉機関における介護等体験の機会は少ないと言えよう。

4 学生の学習態度

○ 障害児教育論において

4回の講義で学生の学習態度は大きく変化する。大学合格直後4月中旬に1回目の講義を行うが、学生の中に学習態度が著しく乱れている事例を目にする。これは受験生活からの解放感によるものであったり、介護等体験の意義を知らないまま受講したりする結果であろうと考えられ、当初は戸惑いと消極的姿勢を見せる者もいるが、法令の趣旨を説明し課題意識を高めることで受講態度が変化してくる。特に、教員養成課程に在籍する者の必須要件であることを確実に理解させ、資格要件を欠くことのないよう働きかけている。授業のサボタージュはない。

○ 参加観察実習ⅠA・ⅠBについて

児童生徒と接する際には先輩としてまたモデルとして意識するよう働きかけている。当初は「なぜ茶髪やピアス等の装飾品がだめか。カジュアルな服装が許されないのか。」という疑問も出るが、本校生徒は卒業後に立派な社会人になることを目指しており、そのためモデルとして服装や姿勢、態度を学生に求めていることを説明すると理解する。来校に当たっては身なり、挨拶、言葉遣い、態度等に気配りする姿が見受けられる。

附属養護学校で適切な態度形成を図ることによって、福祉施設等の介護等体験の場面で誤解を招く行動がないようにしておきたい。

5 単位・証明書と介護等体験の免除者について

これまでに事例はないが、養護学校教諭免許状取得予定者、身体障害者については介護体験特例法における免除対象者であり、教員免許状の発行や教員採用試験における有資格者と定められている。したがって、万一、このような学生が正当な理由により参加観察実習ⅠA・ⅠBを受けなかった場合でも証明書は発行されるべきものであり法令上の問題にはならない。事例が発生した場合には対応すべきであろう。

6 用語の解釈について

観察（Observation）、参加（Participation）、実習（Practice Teaching）の3つの概念は研究のあり方としてそれぞれに意味を持つ。

ところで、教育実地研究科目のうち4年時の教育実習はこの視点が最も明確である。また2年時に行う参加観察実習Ⅱは従前の観察参加と呼称していたものであり、いずれも養護学校教員免許取得学生を対象としており、学生の課題意識は高い。

一方、1年後期と2年前期に行われる参加観察実習ⅠA・ⅠBは教員養成課程全員を対象とするため課題意識に個人間差が大きい。養護学校では観察活動（観察）、ふれあい活動（参加）、教育環境整備活動（実習）の3つの活動体験を用意しており、学生に研究的視点で取り組むことを強く求め、義務的な姿勢で終始することのないよう配慮している。

介護体験特例法の趣旨の徹底が共生社会の実現につながることを期待している。

平成13年度客員教授の業務について（報告）

長崎大学教育学部
客員教授 長嶋 三成

1. 勤務形態

月曜日～火曜日：長崎県教育センター勤務

「長崎県児童生徒の社会性・規範意識に関する調査・研究」に従事
(主担当)

水曜日～金曜日：長崎大学附属教育実践総合センター勤務

2. 平成13年度の業務内容

(1) 教育実践総合センターの運営

毎週木曜日に専任教員5名による1時間の定期的な打ち合わせ・会議

研修会・各種会議（教育実践総合センター兼務教員会，同運営委員会他）への参加
附属4校園と教育学部との共同研究の推進（組織作りは同センターが中心）

(2) 「教育支援訪問システム」（出前授業等）の構築・運営

派遣等必要経費の予算化（旅費教材費年間予算50万円）

教育支援資料（PR用パンフレット）作成

5月10日 第1回校長会・理事会（義務教育関係）で「教育支援訪問システム」
パンフレット配布，佐世保教育事務所他訪問・説明・利用のお願い

7月5日 第2回校長会・理事会（義務教育関係）で「教育支援訪問システム」の
説明・利用のお願い

7月30日 高等学校校長会で「教育支援訪問システム」の説明・利用のお願い

7月25日（水）～8月8日（水）5教育事務所と高等学校6校訪問

「教育支援訪問システム」の説明・利用のお願い

11月8日（木）県下教務主任会で「教育支援訪問システム」の説明・利用のお願い

3月14日（木）～3月15日（金）北松平戸地区の教育委員会・高等学校訪問
「教育支援訪問システム」の説明・利用のお願い

年間実績実施については資料参照

(3) 現職教員を対象とした研修プログラムの構築・運営

5年経過研を附属4校園で実施

附属4校園の代表と県教育センターとの打ち合わせ（資料添付）

「平成13年度は5年経過研として附属小学校・中学校で技術家庭，美術の授業参観
を中心とした研修とし，平成14年度以降については授業実践中心の研修を検討す
る。」

今後も県教育センター，附属の代表者（田原校長先生他），長嶋等で検討

- (4) 「教職の理解」(2年生必修科目)のコーディネート
講義(前期のみ, 90分, 今年度「教職の理解」6時間担当, 来年度は「教職の理解」と「地域教育論」計8時間担当)
講義担当者の決定・調整・依頼・打ち合わせ
試験問題作成, 成績評価 出席の確認・指導等
- (5) 野外体験実習(教育実習)のコーディネート
6月27日(水)～7月6日(金)の5日間
小原助教授と長崎市内の小・中学校19校を訪問し野外宿泊実習への受け入れ不足88名の長大生の受け入れを要請
野外宿泊実習事前指導 (担当;小原・長嶋)
- (6) 附属4校園での教育実習の監督・指導等の支援
10月1日(月)～11月28日(水)
- (7) 高校生の大学の受講(単位化)の検討
平成14年度からの試行を目標
橋本副学長には意向を打診, 資料収集, 原案作成 等
長崎5高, 中地区3高, 佐世保3高訪問・意向打診
3月1日 西教育次長・兼佯教育指導監・米倉係長・長嶋・橋本副学長等で協定書実施要領に関して検討
- (8) 「教職経験20年経過教員研修会」の交渉
実施期日, 特別講義者, 講演者等の決定依頼等
講演者; 医学部腫瘍医学講座 教授 松山 俊文 先生
別添資料参照
- (9) 長崎東高校「平成13年度 大学教授による特別講座」への派遣交渉
別添資料参照
- (10) 教職関係の補習授業
教育原理, 世界教育史, 日本教育史, 教育心理, 教育法規
合計(90分)22コマ実施

4. 時間をかけた検討が必要な業務

教員養成カリキュラムの改善(実践カリキュラムの構築)

5. 報告事項

- (ア) 長崎大学職員の教育センターにおける業務調査について
(資料添付)

- (イ) 離島留学制度について
時津五島高校校長先生よりの派遣依頼
田原，小原先生受諾
- (ウ) 高等学校新任研（書道）への鈴木慶子助教授の派遣依頼 他
- (エ) 講座「中堅教員としての役割」（経営基礎）の講演者の交渉依頼
長崎大学熱帯医学研究所・医学部大学院環境医学部門国際社会環境分野
主任教授 溝田 勉 （決定）

平成13年度教育支援訪問システム実施一覧

番号	学校名等	訪問期日	訪問者氏名(区分)	訪問内容(教科・科目)
1	松浦市立星鹿小学校	H13 10/30	安河内先生(国語)	「生き生きと表現できる子どもを育てる－国語科と総合的な学習の時間を通して」(校内研修)
2	三和長立蚊焼小学校	H13 7/4(水)	川尻先生(理科)	総合的な学習の時間の推進(校内研修)
3	郷ノ浦町立渡良中学校	H13 9/26, 9/27	北村先生(数学)	小中連携授業改善(数学)(渡良小・中学校職員)
4	福江市立本山小学校	H13 10/5, 10/6 11/22, 11/23	川尻先生(理科)	総合的な学習の時間の推進(校内研修)
5	郷ノ浦町立志原小学校	H13 10/31, 11/1	加藤盛彦先生(附小)	「総合的な学習の時間」における指導助言
6	長与町立高田小学校	H13 11/8	森下浩史先生(理科)	「もののとけ方」(5年生対象の実験)
7	県立対馬高等学校	H13 11/26, 11/27	安河内先生(国語)	国語科校内研修に係わる指導助言と講義 (対馬高校, 上対馬高校, 豊玉高校, 対馬島内中学校国語科教員)
8	有明町立大三東小学校	H13 12/6	安河内先生(国語) 鈴木慶子先生(国語)	研究授業参観と研究授業の指導助(校内研修)
9	勝本町立鯨伏中学校	H13 11/15	風間教頭先生(附中)	総合的な学習の時間の推進(校内研修)
10	郷ノ浦町立沼津小学校	H13 12/6, 12/7	小原先生(体育)	研究大会「総合的な学習の時間」における指導助言
11	新魚目町立北魚目中学校	H13 11/27, 11/28	山路先生(理科)	研究発表会の研究協議 理科(物理分野)
12	県立対馬高等学校	H14 2/5	朝長・原田先生	教育相談 校内研修(「不登校」・「いじめ」の指導・助言)
13	芦辺町立田河幼稚園	H14 1/17	進野先生(心理)	保育指導および講義
14	時津町立時津小学校	H13 11/1, 11/6	森下先生(理科)	「もののとけ方」(5年生対象)
15	美津島町立雞知中学校	H13 10/19	森下先生(理科)	圧力差による噴水等の演示実験及び説明
16	美津島町立雞鳴中学校	H13 10/19	森下先生(理科)	「もののとけ方」(5年生対象)
17	野母崎教育委員会社会教育科	H13 11/22	善岡先生(心理)	来年度新入学児童の検診時の保護者対象の講演
18	県立西陵高等学校	H13 12/27	北村先生(数学)	理数コースの生徒対象の数学の講座(2時間)
19	佐世保市立広田小学校	H13 12/19	森下先生(理科)	「液体チッソやドライアイスで遊んでみよう, バブを作ってみよう」他
20	県立長崎西高等学校	H14 3/12, 3/20	赤崎・鈴木先生(家庭)	ビデオ教材制作成, 教育環境整備の教具制作
21	外海町立池島小学校	H14 3/10	川尻・森下・陣野・ 近藤先生(理科)	「発砲スチロールの鳥を飛ばしてみよう」「化石模型を作ってみよう」「気孔ってなに?」「カルメ焼きを作ってみよう」他(池島小学校科学祭り)
22	伊王島町立伊王島小学校・中学校	H14 2/21, 3/2	森下先生(理科)	「充電電池」「いろいろな気体」「極低温体験」「バブの作成」「カルメ焼き」 (中学生によるわくわく実験教室)
23	県立島原高等学校	H14 2/18	北村先生(数学)	三角関数の理解を深めるために, 長崎大学教育学部作成のグラフ作成ソフトを利用した授業
24	県立西陵高等学校	H14 3/28	全先生(情報)	情報社会の現状と今後のあり方について(校内研修)

1. 日時 平成13年6月18日(月)午前9時45分～

2. 来訪者 校長 田原靖昭

副校長 田坂允一

2. 応対者 所長、次長、総務・第一・第二・第三の各課長 長嶋 三成

3. 話の概略

- ・ 附属四校園の主な目的は①学生の教育実習、②教育研究、③地域の教育への貢献
- ・ 昨年四月の末、県教育次長(中本)、学校教育課長と会い、地元への還元と言うことで四校園の「県の教育への貢献」について話し合った。
 - ・ 附属四校園を使つての研修・・・5年経過研修などでの「研修の中の一部」としての研修
 - ・ 「大学で一年間の研修は可能か？」との話も、中本次長からあった。
 - ・ 大学とセンター(学校現場)との架け橋として長嶋先生に来ていただいている。教育実践総合センターを通して、具体的なことは進めていく。
 - しかし、その前に学校教育課、教育センターと附属学校との話し合いが必要。この事については廣田課長の方で機会を作ると言われている。
- ・ 研修の受け入れの時期については5月・・・副免、10・11月・・・教育実習(A、B班に分けて2週間)、1・2月は入試なのでこれ以外の時期が望ましい。
- ・ 将来的には複式教育や遠隔教育などの研究も必要と思っている。
- ・ 現在、大村市にある、教育ゾーンについては継続される中で、附属の活用をお願いしたい。
- ・ 公立学校の先生方の研修をセンターに変わって、すべて引き受けていくなどとは、毛頭考えていない。あくまでも、一部について活用していただきたいと考えている。
- ・ 今の構想としては、当該校種での研修や異校種での研修、あるいは大学の先生による講義等々を考えている。こうした場合、シンボリックなセンターが必要と考えている。予算面は、厳しいと思うが小学校と中学校の真ん中付近に建物がほしい。

(センター側から)

- ・ 5年経過研修などでの授業参観や授業実習などさせていただきたい。特に実習については数日前からの指導等が必要だが、いいか? OK
- ・ 少人数学習指導での加配等が出てきた、習熟度別授業やT・Tなどの指導もいただければありがたい。
- ・ 時期的には5、10、11月をはずすと難しい、今後調整をしていきたい。
- ・ センター業務に調査研究がある。こういった業務遂行からも、検証等含めて協力いただきたい。また、研究等で附属と連携ができれば、ありがたい。
- ・ センターには商業、工業関係の職員もいたり、関係の研修もあるので、工学部などとの連携があれば助かる。・・・今のところ教育学部だけを考えているが、他の学部にも働きかけていきたい。

教職経験20年経過教員研修会実施要領

1 目的

教員としての長い経験に基づき、学校経営参画の視点から、教育の今日的課題、企画力や統率力、若手教員の育成等について研修を行い、学校教育推進のリーダーとしての自覚と責任感を培う。

2 対象

公立小・中・高・盲・ろう・養護学校教職経験20年経過教員（含む養護教諭）
ただし、管理職を除く

3 日数

夏季休業中の2日

4 会場

県教育センター（全体研修）
長崎大学（コース別研修）

5 研修人員

344名【 小：188名 中：109名 高：40名 特：7名 】

6 内容

《全体研修》

- ① 講義・演習 「課題形成の理論と方法」（民間講師）
- ② 講義・演習 「企画立案の理論と方法」（民間講師）

《コース別研修》

- ① 午前 長崎大学での特別講義の中の一つを選択して受講する。（90分）
レポート作成（80分）
（視野を広げる8～10本の特別講義お願いしたい。）
- ② 午後 講話を受講する。（90分）
（教養を深める講話を大学関係者にお願いしたい。）

教職経験20年経過教員研修会実施について

(長崎大学関係)

1 実施期日について

8月27日(火)

【8月27日にお願いしたい理由】

- ① 多人数のため県教育センターでの全体研修は対象者を2分割し、長崎大学でのコース別研修を挟んで、センターでの研修→長崎大学での研修、長崎大学での研修→センターでの研修の形式で実施します。従って、長崎大学での研修は、3連続の中日に設定する必要があり、月曜と金曜を除いて火曜～木曜の間をお願いすることになります。
- ② 8月後半の2週間のうち、8月19日(月)～23日(金)の週は21日(水)に多くの学校で全校登校日を設定しています。また、この週は高校の教育課程説明会が予定されており、20年経過教員研修は設定できない状況です。
- ③ 8月26日(月)～30日(金)の週は、30日(金)が新学期のための校務準備日となり、離島地区は29日(木)に移動しておく必要があります。従って、20年経過教員研修は8月26日～28日(水)に設定する以外になく、その中日の27日(火)に長崎大学での研修を設定していただくようお願いいたします。

【注意】

8月27日(火)は免許法認定講習の後期と重複しますので、認定講習を担当していただく数名の先生は配慮が必要となります。

2 当日の日程

9:30～10:00	受付
10:00～11:30	特別講義(90分)
11:30～13:00	昼食
13:00～14:20	レポート作成(80分)
14:30～16:00	講演(90分)

3 実施形態について

- ① 8～10本の90分の特別講義をお願いします。
- ② 午前中の特別講義は希望に基づいて編成したクラス単位の受講者が、午後の講演は受講者全員が対象となります。

4 特別講義・講演の内容について

特別講義は教育的視野を広げる内容や教育に関する専門性を高める内容、講演は教養を深める講話をお願いします。具体的な内容については一任いたします。

5 レポートについて

レポートの内容・形式等については、特別講義担当者の要請があれば要望を優先します。特別な要望がない場合は教育委員会の統一様式で作成することになります。

6 その他

- ① 長崎大学での事務は客員教授及び教育実践総合センターで担当します。
- ② 特別講義の担当者を決定的にいただいた後、特別講義・講演の内容、タイトル・演題、資料、レポート、使用教室等についての要望及び細部の打ち合わせに長嶋が伺います。
- ③ 準備・後かたづけ等の業務は県教育センター所員が行います。
- ④ 講演者については別途依頼いたします。

平成13年度 大学教授による特別講座実施要領

1. 目的： 進路指導の一貫として、大学教授から学部での研究や、大学等で取り組まれている学問の最先端の話題等について講義していただき、生徒に高校の学習と大学での研究とのつながりを理解させ、将来の専門的な学問に対する学習意欲や能力を養う。
2. 日時： 平成14年 3月 26日（火）
10：40～12：00（80分）
3. 対象学年： 長崎東高等学校第2学年（354名）
4. 方法： 生徒は自分の志望学部系統別に開講講座を選択し、受講する。
（1講座の人数は30～60名）
5. 開講講座の内容及び種類
①～⑫の各系統別に、学部・学科の説明ではなく、大学で現在研究されている課題、研究分野での世界的な課題、あるいは専門分野で解決が求められている課題、またはその学問分野の将来性等について講義してもらうことにより、大学での専門の学問・研究に対する興味・関心を高める。
① 文学・外国語学系統（活水女子大学）
受講予定人数40名
② 教員養成・教育学系統（長崎大学）
受講予定人数32名
③ 工学・理学系統（長崎大学）
受講予定人数79名
④ 経済学・経営・商学系統（長崎大学）
受講予定人数23名
⑤ 医学系統（長崎大学）
受講予定人数21名
⑥ 看護学・保健学系統（長崎大学）
受講予定人数30名
⑦ 歯学系統（長崎大学）
受講予定人数1名・・・（⑤医学系統を受講）
⑧ 薬学系統（長崎大学）
受講予定人数20名
⑨ 農学・水産学系統（長崎大学）
受講予定人数10名
⑩ 環境学・生活科学系統・芸術学系統（長崎大学）
受講予定人数27名
⑪ 社会学・国際関係学・総合科学系統（長崎大学）
受講予定人数16名
⑫ 法学系統（長崎大学）
受講予定人数19名

※（ ）は講座を依頼している大学名です。

平成14年 3月19日

長崎県立長崎東高等学校

教 頭 川 本 敏 光 様

長崎大学学務部入試課

入学試験第二係長

西 本 和 樹

先日、依頼がありました特別講座の講師派遣について、本学マイクロバスによりご指定の3月26日(火)に下記講師を派遣することとなりましたので、お知らせいたします。

なお、本学出発は、午前10時となっております。

記

講 座 名	講 師	
	所 属・官 職	氏 名
①教員養成・教育学系統	教育学部・教授(副学長)	橋 本 健 夫
②工学・理学系統	工学部・教授(学長補佐)	茂 地 徹
③経済学・経営・商学系統	経済学部・教授(学長補佐)	上 野 清 貴
④医学系統	医学部・教授(学長補佐)	谷 山 紘 太 郎
⑤看護学・保健学系統	医学部保健学科・教授	石 原 和 子
⑥歯学系統	歯学部・教授(学長補佐)	久 恒 邦 博
⑦薬学系統	薬学部・助教授	西 田 孝 洋
⑧農学・水産学系統	水産学部・助教授	山 口 恭 弘
⑨環境学・生活科学系統・芸術学系統	環境科学部・教授	谷 村 賢 治
⑩社会学・国際関係学・総合科学系統	教育学部・教授	高 橋 眞 司
⑪法学系統	教育学部・教授	舟 越 耿 一

長 崎 大 学
副学長 橋本 健夫 様

平成13年 4月27日

長 崎 県 教 育 セ ン タ ー
主任指導主事 長嶋 三成

長崎大学職員の教育センターにおける業務調査について（報告）

標記の件については下記のとおりです。

記

1 現在既に協力してもらっている業務について

業 務 等 の 名 称 お よ び 氏 名

1. 第一研修課教科教育班関係

- ①生活科 「幼稚園から総合的な学習へつなぐ授業を創る研修講座」の講義及び助言
教育学部教授 善岡 宏先生
- ②国語科 「中高生のための話し合い活動研修講座」の講義
教育学部教授 安河内 義己 先生
・付属小学校での実践についての講義
- ③算数科 「学ぶことの楽しさ味わう算数的活動研修講座」の講義
教育学部助教授 平岡 賢治 先生
- ④数学科「数学的活動と教材開発研修講座」の講義
教育学部助教授 平岡 賢治 先生

2. 第二研修課科学技術班関係

- ①公立高・盲・養学校教職5年経過教員研修（コース別理科）の講義
教育学部助教授 陣野 先生
公立中・盲・養学校教職5年経過教員研修（コース別技術）付属中学校の公開授業
公立中・盲・養学校教職5年経過教員研修（コース別家庭）付属中学校の公開授業

備考

昨年まで、高等学校理科の研修講座講師として
平成11年度教育学部教授 福山先生 平成12年度工学部教授 中嶋先生

3. 第三研修課生徒指導班

- ①「養護教諭のためのヘルスカウンセリング講座」の講義・演習
教育学部助教授 高原 朗子先生
- ②「いじめ問題に関する研修」講義
教育学部教授 村田 義幸先生
- ③「いじめ不登校対策委員会」委員
教育学部教授 村田 義幸先生

2 今後更に協力してもらいたい業務等について

1. 第二研修課科学技術班関係

高等学校理科（物理・化学・生物・地学）の研修講座講師をお願いしたい。

2. 第二研修課教育ソフト・情報教育班

情報関係の専門性の高い内容の上級レベル講座での講師をお願いしたい。

3. 第三研修課 特殊教育班関係

以下の内容について講義をお願いしたい。

- ①「高機能自閉症・アスペルガー症候群」
- ②「LD, ADHD」

4. 第三研修課生徒指導班関係

①「心の教室相談委員研修会」の講師・スーパーバイザー

②「教育相談員研修会」の講師・スーパーバイザー

③「委嘱医等相談」の委嘱相談員

④生徒指導・教育相談に関する講座の講師

⑤センター職員研修会の講師

以下の内容で講義をお願いしたい。

・諸外国で教育改革の潮流について

・大学生の最近の学力の状況について（高校教師の5年経過研でも可）

⑥教育センターで進めている調査研究についての指導助言

・児童生徒の社会性・規範意識に関する調査研究（原田純治助教授：社会心理学）